

ないえ会 会報 No.21

2017年10月15日

- 「南富良野からまつ園」大雨災害の援助を経験して：佐藤 友美
- ないえ福祉会 Q & A：事務局



“ピチパスタ”

木菟が奈井江商工会と開発した生めんミートパスタ

「南富良野からまつ園」大雨災害の援助を経験して

グループホームみどり荘 生活支援員 佐藤 友美

昨年8月末、大雨の影響により北海道各地で河川が氾濫し、浸水被害を受けました。ニュースでも報道された「南富良野からまつ園」は特に大きな被害を受け、空知知的しょうがい福祉協会から災害援助のため、職員の派遣が行われました。私たち「ないえ福祉会」の支援員も援助へ向かいました。

三の山峠を降りて南富良野町へ着くと、テレビに映っていた「恐ろしい光景」があり、それを直接自分の目で見て、言葉を失いました。



空知川の状況と氾濫復旧工事

「南富良野からまつ園」を訪れて、一番初めに私の目に入ったものは、土砂で埋め尽くされていた駐車場でした。駐車場一面が砂漠のようになっていました。



駐車場で水没した車の内部

駐車場に停まっていた車のボンネットが開いており、近くで見せて貰うと、ボンネットの中まで砂でいっぱい

になっていました。また施設裏・倉庫は泥だらけの物が積み重なり山になっていました。



空知川の方から見たからまつ園

私を含め援助に来た女性陣は主に、生活介護入所・短期入所事業施設「南富良野こざくら園」内の清掃・消毒を行いました。施設内はすでに、ある程度水や土砂が片付けられていましたが、壁や床の隅には土砂が染みついていました。浸水した深さが一目でわかり、その時の光景を想像すると背筋が凍りつきました。壁・手すりは一日に3回以上消毒を行い、私たちは朝から夕方まで、施設内をひたすら拭き続けました。「南富良野からまつ園・こざくら園」の援助を経験し、改めて災害の恐ろしさを感じたと共に、自分たちの施設も全く他人事ではないという事を身に染みて感じました。

「南富良野からまつ園」へ援助に行く2週間ほど前、奈井江町でも大雨が降り本体施設駐車場・施設前で膝下くらいまで水が溜まり、排水が湧き上がってくる等の事態が起りました。また、グループホームでも2回の避難が行われています。「ないえ福祉会」の施設・グループホームでも浸水被害が起こりうるという事を、頭に入れておくと共に、災害時に使用する備品、避難のマニュアル等を充実していかなければならないと思いました。

大雨災害で「南富良野からまつ園」は大きな被害を受けましたが、利用者の方、職員共に怪我人や死亡者は出ませんでした。これは、「南富良野からまつ園」職員の判断力と連携した対応があったからこそ、利用者を守ることができたのだと思います。

また、空知知的しょうがい福祉協会での派遣を通し、災害時には施設・事業所同士の連携も大切だと感じました。今回の災害が他人事ではないからこそ、お互い助け合う意識、日頃の備えの重要性を改めて気付かされました。

ないえ福祉会Q & A (6) 評議員会、理事会、監事について

Q1 今年から、評議員会、理事会、監事が変わったそうですが、どのように変わったのですか？

A1 改正社会福祉法は平成 29 年 4 月 1 日から施行されました。

この改革は、社会福祉法人が公益性・非営利性を確保するため制度を見直し、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底するために行われました。

改正前の評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分で、審議事項は定款の変更、理事・監事の選任等でしたが、改正後は、議決機関としての評議員会を必置とし、理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議する評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関となりました。監事については、改正後、監事の権限、義務（理事会への出席義務、報告義務等）、責任を法律上規定されました。

評議員は、理事・監事、当該社会福祉法人の職員は兼ねることはできません。これまで評議員であった理事や職員でも、改正法に基づく評議員となることはできなくなりました。

Q2 評議員会、理事会、監事はどのようにして選ばれるのですか？

A2 評議員の選任及び解任は、常時設置する「評議員選任・解任委員会」で行います。

この委員会の委員の選任は理事会において選任します。したがって、理事による「評議員選任・解任委員会」への評議員候補者の提案→「評議員選任・解任委員会」の審議→評議員選任の決定となります。

理事の選任は、評議員会の決議によります。理事長は理事会で理事の中から 1 名を選定します。また、理事会の決議で解職します。業務執行理事は、理事長以外に法人業務を執行する理事として理事会の決議により選定することができます。

監事の選任は、理事と同様に評議員会の決議によります。

Q3 評議員会、理事会、監事はどんな仕事をしているのですか？

A3 評議員会は、これまでの諮問機関から、議決機関となり、次の事項 (1) 理事及び監事の選任又は解任、(2) 理事及び監事の報酬等の額、(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準、(4) 計算書類及び財産目録の承認、(5) 定款の変更、(6) 残余財産の処分、

(7) 基本財産の処分、(8) 社会福祉充実計画の承認、について決議します。

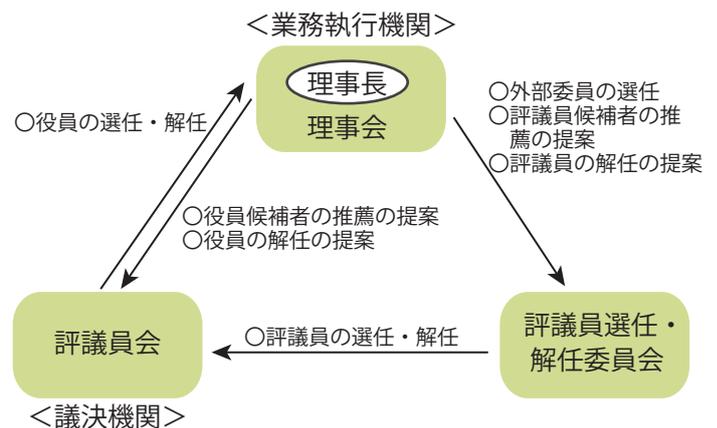
理事長は、理事会で決定された社会福祉法人の内部的・外部的な業務を執行します。業務執行理事は、理事長以外に法人業務を執行する理事として理事会の決議により選定されます。理事長及び業務執行理事以外の理事は、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担います。もしも、法人が不適切な運営を行い、それを是正することができない場合には、理事全員が責任を問われる可能性があります。

監事は理事の職務執行を監査し、監査報告を作成します。このため、理事や法人の職員に対して事業の報告を求めたり、自ら法人の業務や財産の状況の調査をしたりすることができます。

監事は理事が社会福祉法人の目的の外の行為もしくは法令・定款に違反する行為した場合、その行為をやめることを請求することができます。また、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともあります。

Q4 評議員会と理事会それに評議員選任・解任委員会はどのような関係なのですか？

A4 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の関係は下の図のようになります。



編集後記

9月4日札幌市内で、北海道知的障がい児・者家族会連合会と徳永、鉢呂参議院議員ら民進党議員との政策懇談会がありました。ここで、私たちも現行制度の「どこを」、「どのように」変えてほしいか、と言うことをはっきり言えるように勉強しなくてはと強く感じました。会員の皆様からのご意見などお待ちしております。